

# 中間市、遠賀郡 分別収集計画

(第9期)

中間市

水巻町

芦屋町

岡垣町

遠賀町

遠賀・中間地域広域行政事務組合

令和元年7月

## 〈 分 別 収 集 計 画 目 次 〉

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 計画の対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込の算定方法	12
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	13
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	13
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	13

# 中間市、遠賀郡 分別収集計画

令和元年 7 月 1 日

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し循環型社会を形成していく必要がある。そのためには住民、事業者、行政それぞれが自らの役割を認識し、履行していくことが重要である。

遠賀・中間地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）並びに組合を構成する 1 市 4 町（中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町）（以下「関係市町」という。）のごみ処理については、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを遠賀・中間リレーセンターで中間処理を行い、ビン・カン、ペットボトル、紙パック、プラスチック製容器包装等の資源ごみは、中間・遠賀リサイクルプラザで中間処理及び保管を行っており、両施設からの不燃残渣は、最終処分場に埋め立て処理を行っている。

また、平成 19 年度からは、福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画に基づき、北九州市に可燃ごみの処理委託を行っていることから、組合と関係市町では、北九州市と一体となって、廃棄物の減量や資源循環型社会の構築に向けた取り組みを実施している。本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第 8 条の規定に基づいて一般廃棄物の中で多くの割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

なお、中間市、遠賀郡の廃棄物処理にあたっての収集運搬及び処理に関しては、組合で共同処理を行っているため、本計画についても共同で策定するものである。

2. 基本的方向

組合及び関係市町は、容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会作り、住民・事業者・行政が一体となった排出抑制、資源化、再生品の積極的な利用等の促進について相互に協力する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4. 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうちスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

管内から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、下表のとおりである。

容器包装廃棄物の排出量

(単位：t)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
組 合		8,060	7,896	7,734	7,575	7,420
各 市 町 内 訳	中間市	2,514	2,464	2,413	2,363	2,315
	水巻町	1,748	1,712	1,677	1,642	1,609
	芦屋町	812	795	779	763	747
	岡垣町	1,795	1,758	1,722	1,687	1,652
	遠賀町	1,191	1,167	1,143	1,120	1,097

## 【種類ごとの内訳】

(単位：t)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
無色びん	688	674	660	646	633
茶色びん	497	486	476	467	457
その他びん	267	262	257	251	246
紙製容器包装	1,070	1,048	1,026	1,005	985
ペットボトル	649	636	623	610	598
プラ製容器包装	2,865	2,807	2,749	2,693	2,637
(うち白色トレイ)	76	75	73	72	70
スチール缶	267	262	257	251	246
アルミ缶	382	374	367	359	352
段ボール	1,184	1,160	1,136	1,113	1,090
紙パック	191	187	183	180	176

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては住民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

## (1) 環境教育・啓発活動の充実

## ① 廃棄物に関する意識の高揚

ごみ減量、リサイクル推進のため、リレーセンターやリサイクルプラザの見学などあらゆる機会を通じ、住民、事業者に対し、ごみ排出量や処理経費の実態を示すなど、リサイクル推進の必要性の認識を深めてもらう。

## ② 容器包装リサイクル法についての周知

容器包装リサイクル法の趣旨と排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。(広報誌、チラシ、ホームページ等による)

## (2) 排出抑制と資源化の実施

## ① 計画収集による回収

現行の有料指定袋制度によるビン・カン、プラスチック製容器包装の回収と拠点回収ボックスによるペットボトル、紙パック、食品トレイの回収を今後も継続して行う。

## ② 集団資源回収等の推進

各市町において実施している集団資源回収では、約3,100t(うち容器包装類約900t)の回収実績があるので、継続して行う。

以下に、住民、事業者、行政それぞれの役割を示す。

《 住民の役割 》

- ア ライフスタイルの見直し
  - ・ごみ問題を意識した購買
  - ・不用品の有効利用
- イ ごみ減量化・リサイクルに適した商品の購入
  - ・使い捨て商品の使用の自粛
  - ・再生品の利用拡大
  - ・エコマーク商品などの利用
- ウ 簡易包装に対する協力
  - ・簡素な包装の商品の選択
  - ・紙パックなどの販売店回収への協力
- エ レジ袋削減の取組に対する協力
  - ・マイバッグを持参し、レジ袋の削減に協力

《 事業者の役割 》

- ア 流通・販売段階での簡易包装の推進
  - ・リサイクルの容易な包装資材の使用
  - ・簡易包装の推進
  - ・商品の包装に対する自主基準の設定
- イ リサイクル型商品や再生品の普及
  - ・減量化・リサイクルに適した商品の積極的取扱い
  - ・リサイクル型商品や再生品の積極的 P R
- ウ 販売した商品の自主回収の促進
  - ・空きびんポストなどの回収容器等の設置
- エ 事業活動に伴うごみの減量化・再資源化の促進
- オ レジ袋削減の取組
  - ・レジ袋有料化によるレジ袋無料配布中止
  - ・マイバッグ販売
  - ・レジ袋削減ポスター等の掲示
  - ・商品販売時にレジ袋の必要性確認

《 行政の役割 》

- ア P R
  - ・啓発活動の実施
  - ・住民、事業者に対する減量化・資源化の啓発
- イ 環境教育の推進
  - ・学習会、施設見学会等
- ウ ごみ管理の指導
  - ・ごみと容器包装廃棄物の区分の徹底
  - ・減量化・リサイクル推進体制の充実
- エ 減量化、資源化の環境づくり
  - ・公共施設等を回収拠点などに活用

- ・リサイクル情報や回収機器の提供
- ・処理施設整備
- オ 資源ごみ集団回収の促進
  - ・集団回収登録団体の拡大
  - ・集団回収助成金制度や優良団体の表彰
- カ レジ袋削減の取組
  - ・レジ袋削減の広報、啓発
  - ・マイバッグの製作、提供
  - ・マイバッグ持参の呼びかけ

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

収集運搬体制、施設処理体制の効率性や経済性を総合的に検討し、分別収集をおこなう容器包装廃棄物の種類及び分別区分を下表のとおり定める。

容器包装廃棄物の種類	収集に係わる分別の区分	
	定期収集等	集団回収
スチール缶	ビン・カン（指定袋）	○
アルミ缶		○
無色のガラス製容器		—
茶色のガラス製容器		○
その他のガラス製容器		○
飲料用紙製容器	紙パック（拠点回収）	○
ペットボトル	ペットボトル（拠点回収）	—
食品トレイ	食品トレイ（拠点回収）	—
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装（指定袋）	—
紙製容器包装	なし	○
段ボール		○

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込みは、下表のとおりである。

〔組合全体〕 （単位：t）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
スチール缶	170		164		159		156		153	
アルミ缶	246		251		259		266		275	
無色ガラス	(合計) 104		(合計) 102		(合計) 101		(合計) 100		(合計) 99	
	(引渡) 100	(独自処理) 4	(引渡) 98	(独自処理) 4	(引渡) 98	(独自処理) 3	(引渡) 97	(独自処理) 3	(引渡) 96	(独自処理) 3
茶色ガラス	(合計) 200		(合計) 193		(合計) 190		(合計) 185		(合計) 181	
	(引渡) 146	(独自処理) 54	(引渡) 139	(独自処理) 54	(引渡) 138	(独自処理) 52	(引渡) 133	(独自処理) 52	(引渡) 129	(独自処理) 52
その他ガラス	(合計) 260		(合計) 266		(合計) 270		(合計) 276		(合計) 282	
	(引渡) 48	(独自処理) 212	(引渡) 50	(独自処理) 216	(引渡) 51	(独自処理) 219	(引渡) 55	(独自処理) 221	(引渡) 58	(独自処理) 224
紙パック	(合計) 29		(合計) 30		(合計) 32		(合計) 33		(合計) 36	
	(引渡) 0	(独自処理) 29	(引渡) 0	(独自処理) 30	(引渡) 0	(独自処理) 32	(引渡) 0	(独自処理) 33	(引渡) 0	(独自処理) 36
段ボール	785		785		785		785		785	
その他紙容器	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
ペットボトル	(合計) 269		(合計) 282		(合計) 295		(合計) 310		(合計) 324	
	(引渡) 269	(独自処理) 0	(引渡) 282	(独自処理) 0	(引渡) 295	(独自処理) 0	(引渡) 310	(独自処理) 0	(引渡) 324	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 578		(合計) 569		(合計) 558		(合計) 548		(合計) 540	
	(引渡) 578	(独自処理) 0	(引渡) 569	(独自処理) 0	(引渡) 558	(独自処理) 0	(引渡) 548	(独自処理) 0	(引渡) 540	(独自処理) 0
（うち 白色トレイ）	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0

上記のうち、ガラス・缶・紙パック・段ボールは、各市町集団回収量を含む。



〔中間市〕

(単位：t)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
スチール缶	79		81		82		84		85	
アルミ缶	110		116		124		131		140	
無色ガラス	(合計) 52		(合計) 54		(合計) 56		(合計) 58		(合計) 60	
	(引渡) 50	(独自処理) 2	(引渡) 52	(独自処理) 2	(引渡) 54	(独自処理) 2	(引渡) 56	(独自処理) 2	(引渡) 58	(独自処理) 2
茶色ガラス	(合計) 89		(合計) 89		(合計) 90		(合計) 90		(合計) 91	
	(引渡) 69	(独自処理) 20	(引渡) 69	(独自処理) 20	(引渡) 70	(独自処理) 20	(引渡) 70	(独自処理) 20	(引渡) 71	(独自処理) 20
その他ガラス	(合計) 126		(合計) 134		(合計) 142		(合計) 150		(合計) 158	
	(引渡) 23	(独自処理) 103	(引渡) 26	(独自処理) 108	(引渡) 28	(独自処理) 114	(引渡) 31	(独自処理) 119	(引渡) 34	(独自処理) 124
紙パック	(合計) 5		(合計) 5		(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4	
	(引渡) 0	(独自処理) 5	(引渡) 0	(独自処理) 5	(引渡) 0	(独自処理) 4	(引渡) 0	(独自処理) 4	(引渡) 0	(独自処理) 4
段ボール	270		270		270		270		270	
その他紙容器	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
ペットボトル	(合計) 51		(合計) 48		(合計) 45		(合計) 42		(合計) 39	
	(引渡) 51	(独自処理) 0	(引渡) 48	(独自処理) 0	(引渡) 45	(独自処理) 0	(引渡) 42	(独自処理) 0	(引渡) 39	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 217		(合計) 219		(合計) 221		(合計) 222		(合計) 224	
	(引渡) 217	(独自処理) 0	(引渡) 219	(独自処理) 0	(引渡) 221	(独自処理) 0	(引渡) 222	(独自処理) 0	(引渡) 224	(独自処理) 0
(うち 白色ト レイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0

上記のうち、ガラス・缶・紙パック・段ボールは、各市町集団回収量を含む。

〔水巻町〕

(単位：t)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
スチール缶	27		24		22		21		19	
アルミ缶	39		38		38		37		37	
無色ガラス	(合計) 15		(合計) 14		(合計) 13		(合計) 12		(合計) 11	
	(引渡) 14	(独自処理) 1	(引渡) 13	(独自処理) 1	(引渡) 13	(独自処理) 0	(引渡) 12	(独自処理) 0	(引渡) 11	(独自処理) 0
茶色ガラス	(合計) 33		(合計) 31		(合計) 30		(合計) 28		(合計) 27	
	(引渡) 24	(独自処理) 9	(引渡) 22	(独自処理) 9	(引渡) 21	(独自処理) 9	(引渡) 19	(独自処理) 9	(引渡) 18	(独自処理) 9
その他ガラス	(合計) 39		(合計) 38		(合計) 36		(合計) 35		(合計) 34	
	(引渡) 6	(独自処理) 33	(引渡) 6	(独自処理) 32	(引渡) 5	(独自処理) 31	(引渡) 5	(独自処理) 30	(引渡) 5	(独自処理) 29
紙パック	(合計) 9		(合計) 10		(合計) 11		(合計) 12		(合計) 13	
	(引渡) 0	(独自処理) 9	(引渡) 0	(独自処理) 10	(引渡) 0	(独自処理) 11	(引渡) 0	(独自処理) 12	(引渡) 0	(独自処理) 13
段ボール	148		148		148		148		148	
その他紙容器	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
ペットボトル	(合計) 75		(合計) 80		(合計) 86		(合計) 92		(合計) 98	
	(引渡) 75	(独自処理) 0	(引渡) 80	(独自処理) 0	(引渡) 86	(独自処理) 0	(引渡) 92	(独自処理) 0	(引渡) 98	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 121		(合計) 119		(合計) 116		(合計) 113		(合計) 111	
	(引渡) 121	(独自処理) 0	(引渡) 119	(独自処理) 0	(引渡) 116	(独自処理) 0	(引渡) 113	(独自処理) 0	(引渡) 111	(独自処理) 0
(うち 白色ト レイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0

上記のうち、ガラス・缶・紙パック・段ボールは、各市町集団回収量を含む。

〔岡垣町〕

(単位：t)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
スチール缶	31		28		26		24		23	
アルミ缶	48		48		48		49		49	
無色ガラス	(合計) 18		(合計) 17		(合計) 16		(合計) 15		(合計) 14	
	(引渡) 17	(独自処理) 1	(引渡) 16	(独自処理) 1	(引渡) 15	(独自処理) 1	(引渡) 14	(独自処理) 1	(引渡) 13	(独自処理) 1
茶色ガラス	(合計) 38		(合計) 36		(合計) 34		(合計) 33		(合計) 31	
	(引渡) 26	(独自処理) 12	(引渡) 24	(独自処理) 12	(引渡) 23	(独自処理) 11	(引渡) 22	(独自処理) 11	(引渡) 20	(独自処理) 11
その他ガラス	(合計) 47		(合計) 47		(合計) 46		(合計) 45		(合計) 45	
	(引渡) 9	(独自処理) 38	(引渡) 9	(独自処理) 38	(引渡) 9	(独自処理) 37	(引渡) 9	(独自処理) 36	(引渡) 9	(独自処理) 36
紙パック	(合計) 7		(合計) 7		(合計) 8		(合計) 8		(合計) 9	
	(引渡) 0	(独自処理) 7	(引渡) 0	(独自処理) 7	(引渡) 0	(独自処理) 8	(引渡) 0	(独自処理) 8	(引渡) 0	(独自処理) 9
段ボール	129		129		129		129		129	
その他紙容器	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
ペットボトル	(合計) 61		(合計) 65		(合計) 69		(合計) 74		(合計) 78	
	(引渡) 61	(独自処理) 0	(引渡) 65	(独自処理) 0	(引渡) 69	(独自処理) 0	(引渡) 74	(独自処理) 0	(引渡) 78	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 122		(合計) 117		(合計) 113		(合計) 109		(合計) 105	
	(引渡) 122	(独自処理) 0	(引渡) 117	(独自処理) 0	(引渡) 113	(独自処理) 0	(引渡) 109	(独自処理) 0	(引渡) 105	(独自処理) 0
(うち 白色ト レイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0

上記のうち、ガラス・缶・紙パック・段ボールは、各市町集団回収量を含む。

〔芦屋町〕

(単位：t)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
スチール缶	16		15		14		13		13	
アルミ缶	22		22		22		22		22	
無色ガラス	(合計) 8		(合計) 7		(合計) 6		(合計) 6		(合計) 5	
	(引渡) 8	(独自処理) 0	(引渡) 7	(独自処理) 0	(引渡) 6	(独自処理) 0	(引渡) 6	(独自処理) 0	(引渡) 5	(独自処理) 0
茶色ガラス	(合計) 17		(合計) 16		(合計) 16		(合計) 15		(合計) 14	
	(引渡) 12	(独自処理) 5	(引渡) 11	(独自処理) 5	(引渡) 11	(独自処理) 5	(引渡) 10	(独自処理) 5	(引渡) 9	(独自処理) 5
その他ガラス	(合計) 20		(合計) 19		(合計) 19		(合計) 19		(合計) 18	
	(引渡) 4	(独自処理) 16	(引渡) 3	(独自処理) 16	(引渡) 3	(独自処理) 16	(引渡) 3	(独自処理) 16	(引渡) 3	(独自処理) 15
紙パック	(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2	
	(引渡) 0	(独自処理) 2	(引渡) 0	(独自処理) 2	(引渡) 0	(独自処理) 2	(引渡) 0	(独自処理) 2	(引渡) 0	(独自処理) 2
段ボール	127		127		127		127		127	
その他紙容器	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
ペットボトル	(合計) 27		(合計) 29		(合計) 31		(合計) 33		(合計) 35	
	(引渡) 27	(独自処理) 0	(引渡) 29	(独自処理) 0	(引渡) 31	(独自処理) 0	(引渡) 33	(独自処理) 0	(引渡) 35	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 43		(合計) 41		(合計) 38		(合計) 36		(合計) 34	
	(引渡) 43	(独自処理) 0	(引渡) 41	(独自処理) 0	(引渡) 38	(独自処理) 0	(引渡) 36	(独自処理) 0	(引渡) 34	(独自処理) 0
(うち 白色ト レイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0

上記のうち、ガラス・缶・紙パック・段ボールは、各市町集団回収量を含む。

〔遠賀町〕

(単位：t)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
スチール缶	17		16		15		14		13	
アルミ缶	27		27		27		27		27	
無色ガラス	(合計) 11		(合計) 10		(合計) 10		(合計) 9		(合計) 9	
	(引渡) 11	(独自処理) 0	(引渡) 10	(独自処理) 0	(引渡) 10	(独自処理) 0	(引渡) 9	(独自処理) 0	(引渡) 9	(独自処理) 0
茶色ガラス	(合計) 23		(合計) 21		(合計) 20		(合計) 19		(合計) 18	
	(引渡) 15	(独自処理) 8	(引渡) 13	(独自処理) 8	(引渡) 13	(独自処理) 7	(引渡) 12	(独自処理) 7	(引渡) 11	(独自処理) 7
その他ガラス	(合計) 28		(合計) 28		(合計) 27		(合計) 27		(合計) 27	
	(引渡) 6	(独自処理) 22	(引渡) 6	(独自処理) 22	(引渡) 6	(独自処理) 21	(引渡) 7	(独自処理) 20	(引渡) 7	(独自処理) 20
紙パック	(合計) 6		(合計) 6		(合計) 7		(合計) 7		(合計) 8	
	(引渡) 0	(独自処理) 6	(引渡) 0	(独自処理) 6	(引渡) 0	(独自処理) 7	(引渡) 0	(独自処理) 7	(引渡) 0	(独自処理) 8
段ボール	111		111		111		111		111	
その他紙容器	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
ペットボトル	(合計) 55		(合計) 60		(合計) 64		(合計) 69		(合計) 74	
	(引渡) 55	(独自処理) 0	(引渡) 60	(独自処理) 0	(引渡) 64	(独自処理) 0	(引渡) 69	(独自処理) 0	(引渡) 74	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 75		(合計) 73		(合計) 70		(合計) 68		(合計) 66	
	(引渡) 75	(独自処理) 0	(引渡) 73	(独自処理) 0	(引渡) 70	(独自処理) 0	(引渡) 68	(独自処理) 0	(引渡) 66	(独自処理) 0
(うち 白色ト レイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0

上記のうち、ガラス・缶・紙パック・段ボールは、各市町集団回収量を含む。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法

・ スチール缶、アルミ缶、ビン類、紙パック

リサイクルプラザの分別基準適合物ごとの直近年度の処理量に、過去5ヶ年の処理増減率のうち、最高値、最小値を除いた平均増減率を加味して算出し、併せて、各市町の集団回収見込み量を加算した。

= (直近年度の分別基準適合物処理実績×上記平均増減率) + 各市町集団回収見込み量

・ ペットボトル

リサイクルプラザの分別基準適合物ごとの直近年度の処理量に、過去5ヶ年の処理増減率のうち、最高値、最小値を除いた平均増減率を加味して算出した。

= 直近年度の分別基準適合物処理実績×上記平均増減率

・ プラスチック製容器包装

リサイクルプラザの分別基準適合物ごとの直近年度の処理量に、過去5ヶ年の処理増減率のうち、最高値、最小値を除いた平均増減率を加味して算出した。

= 直近年度の分別基準適合物処理実績×上記平均増減率

・ 段ボール

段ボールは、集団回収が主な回収方法である。回収量については直近年度の実績量を計上した。

・ 紙製容器包装

紙製容器包装については、各市町が行う集団回収で雑紙（ざつがみ）として回収しているが、回収量が不明であるため、未計上とした。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）  
 分別収集の実施主体は、以下に示すとおりである。

容器包装廃棄物の種類	収集に係わる分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール缶	資源ごみ指定袋 (ビン・カン)	委託業者による 指定日回収	リサイクルプラザで 選別・圧縮・保管
アルミ缶			
無色ビン			
茶色ビン			
その他ビン			
飲料用紙製容器	紙パック（拠点回収）	委託業者による 随時収集	リサイクルプラザで 選別・圧縮・保管
ペットボトル	ペットボトル(拠点回収)		
食品トレイ	食品トレイ（拠点回収）		
プラスチック製容器包装	資源ごみ (プラスチック製容器包装)	委託業者による 指定日回収	民間古紙業者による処理
その他紙製容器包装	資源ごみ（集団回収）	民間古紙業者による回収	
段ボール			

スチール缶・アルミ缶・茶色びん・その他びん・飲料用紙製容器・段ボール・紙製容器包装については、自治会や子供会による集団回収の取り組みを推進する。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）  
 定期収集並びに拠点回収した容器包装類（ビン・カン、飲料用紙製容器、ペットボトル、食品トレイ、プラスチック製容器包装）は、リサイクルプラザにおいて選別・圧縮・保管しているが、必要に応じて施設整備についての検討を行う。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画が実効あるものとするため、次の取り組みをすすめる。

- (1) 自治会・団体等の資源集団回収に対する支援を継続して実施する。
- (2) 容器包装廃棄物が排出されたとき、分別の区分と分別の基準に従って適正に排出されるように、組合、関係市町の広報誌、ホームページ等を活用した広報を積極的に行う。
- (3) 分別収集計画記載事項の実績を検証し、3年後の計画改定時に反映させる。